

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）の延長	
税 目	法人税（租税特別措置法第 6 1 条の 4、第 6 8 条の 6 6）	
要 望 の 内 容	<p>租税特別措置法第 6 1 条の 4 及び第 6 8 条の 6 6 の規定（交際費課税）がその期限の到来をもって廃止されない場合には、中小企業（資本金 1 億円以下の法人）について定額控除限度額までの損金算入を認める措置について、適用期限を延長する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	- (267,957 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国経済や雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。このような中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることにより、中小企業の経済活動の活性化を支援する。延いては景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。

(2) 施策の必要性

中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える重要な存在である。しかし、中小企業は一般的に大企業や中堅企業と比較して販売促進の手段が限られていることから、交際費は中小企業の事業活動において不可欠なものと考えられる。

また、今般の世界的な金融危機と戦後最大の世界同時不況によって、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しい状況に置かれている。こうした経済情勢において、平成21年4月に決定された「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議）における税制上の措置として、中小企業（資本金1億円以下の法人）が支出した交際費等の損金算入限度額（定額控除限度額）を従来の400万円から600万円まで引き上げる税制改正が行われたところである。

これによって拡充された交際費課税の特例措置は、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図るとともに、中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起につながることを期待されるものである。

足下の経済情勢は一部で持ち直しの動きが見られるものの、依然として予断を許さない状況で推移している。こうした先行き不透明な経済情勢を脱し、着実な景気回復路線に乗せるためには、中小企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要喚起につながる本税制措置を継続することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては、租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。

しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することは事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものであり、今般、経済危機対策として拡充（損金算入限度額の引き上げ）が行われたところである。しかし、依然として厳しい経済情勢が続くことが見込まれるため、法人税における交際費の損金算入制限措置がその期限の到来をもって廃止されない場合には、中小企業に対する特例措置については引き続き継続することが適当である。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。 特に、中小企業の事業活動を活性化させ、景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするを旨とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	経済危機対策における税制措置として、平成21年6月26日に改正税法が施行されたところ。
	租税特別措置の適用実績	過去5年間の交際費支出額の推移(資本金1億円未満の法人) 平成15年 2,348,902 百万円 平成16年 2,322,788 百万円 平成17年 2,315,080 百万円 平成18年 2,490,946 百万円 平成19年度 2,280,791 百万円 過去5年間の損金算入額の推移(資本金1億円未満の法人) 平成15年 1,519,306 百万円 平成16年 1,741,883 百万円 平成17年 1,749,404 百万円 平成18年 1,773,673 百万円 平成19年度 1,697,062 百万円 (出典:国税庁「会社標本調査」)
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	経済危機対策における税制措置として、平成21年6月26日に改正税法が施行されたところ。 なお、資本金5000万円以上1億円未満の中小企業における1社当たりの平均交際費支出額は、国税庁統計(会社標本調査)によると約470万円となっており、定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたことにより、自己負担を増やすことなく約39万円の交際費支出の追加が可能となる。この39万円に資本金5000万円以上1億円未満の利益計上法人数(約31,500社)を掛けると、マクロベースでは約123億円の交際費支出が増加する試算となる。 また、交際費支出の多くが飲食店で消費されると考えられるが、産業連関表を用いた分析によれば、飲食店の売上げが1増加すると、産業全体で0.93の派生需要が発生すると計算される。

	<p>前回要望時の達成目標</p>									
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>									
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p> <p>(参考) 最近の交際費課税における主な改正</p>									
	<p>昭和 57 年度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="671 618 1070 667">対象法人</th> <th data-bbox="1070 618 1489 667">損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 667 1070 703">資本金 5,000 万円超</td> <td data-bbox="1070 667 1489 703">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 703 1070 739">5,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 703 1489 739">定額控除 (300 万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 739 1070 779">1,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 739 1489 779">定額控除 (400 万円)</td> </tr> </tbody> </table>	対象法人	損金算入限度額等	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
	対象法人	損金算入限度額等								
	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入								
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)								
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)								
	<p>平成 6 年度</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 779 1070 815">資本金 5,000 万円超</td> <td data-bbox="1070 779 1489 815">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 815 1070 851">5,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 815 1489 851">定額控除 (300 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 851 1070 896">1,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 851 1489 896">定額控除 (400 万円) × 90%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%		
	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入								
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%								
1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%									
<p>平成 10 年度</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 896 1070 931">資本金 5,000 万円超</td> <td data-bbox="1070 896 1489 931">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 931 1070 967">5,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 931 1489 967">定額控除 (300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 967 1070 1012">1,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 967 1489 1012">定額控除 (400 万円) × 80%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%			
資本金 5,000 万円超	全額損金不算入									
5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%									
1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%									
<p>平成 14 年度</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 1012 1070 1048">資本金 5,000 万円超</td> <td data-bbox="1070 1012 1489 1048">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1048 1070 1084">5,000 万円以下</td> <td data-bbox="1070 1048 1489 1084">定額控除 (400 万円) × 80%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%					
資本金 5,000 万円超	全額損金不算入									
5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%									
<p>平成 15 年度</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 1084 1070 1120">資本金 1 億円超</td> <td data-bbox="1070 1084 1489 1120">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1120 1070 1155">1 億円以下</td> <td data-bbox="1070 1120 1489 1155">定額控除 (400 万円) × 90%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%					
資本金 1 億円超	全額損金不算入									
1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%									
<p>平成 18 年度</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 1155 1070 1299">全法人</td> <td data-bbox="1070 1155 1489 1299">一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> </tbody> </table>	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。							
全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。									
<p>平成 21 年度 (経済危機対策)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 1299 1070 1335">資本金 1 億円超</td> <td data-bbox="1070 1299 1489 1335">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1335 1070 1370">1 億円以下</td> <td data-bbox="1070 1335 1489 1370">定額控除 (600 万円) × 90%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%					
資本金 1 億円超	全額損金不算入									
1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%									